事前相談・事前協議のフロー

市	事業者	
事前相談の手続		
	事前相談書の提出 （資料第１号様式）	相談書類（正副２部）を都市計画課へ提出 書類の作成方法は要綱P. 18を参照
	※事前協議を要することが明らかな場合は、事前協議の手続から行う	
都市計画課での 審査・回答 （事前協議を要する場合）	（事前協議を要しない場合）	
	各種申請の手続き ※以降の事前協議の手続は不要	都市計画法による許可等申請（第29条第１項による許可申請以外） 盛土規制法による許可申請（千葉県へ） 建築基準法による確認申請 道路法，下水道法等による各種申請の協議先は要綱P. 22～P. 23を参照
事前協議の手続		
	関係各課との事前調整	協議先は要綱P. 22～P. 23を参照
	事前公開板の設置 （第４号様式）	
	事前協議申請書の提出 （第１号様式） ※法32条第２項の必要書類添付	申請書類（正副２部，電子データ１部）を都市計画課に提出 書類の作成方法は要綱P. 19～P. 20を参照
関係各課への意見照会		
開発指導審査会の開催 （用途・規模等による）	審査会に出席	事業区域の面積が１ｈａ未満の場合など，審査会を招集する必要のない事業については，書類審査（事務局処理）のみとなります。 審査会開催時は，事業者（申請者，設計者及び工事施行者等）の出席をお願いします。
指摘事項の通知		
	報告書の提出 （資料第３号様式）	通知された指摘事項に対する関係各課との協議結果を報告書（正副２部）にまとめ，都市計画課に提出
協定書の締結（法第32条第２項による協議完了）		協定書（正副２部）に押印し，報告書の電子データ１部と共に都市計画課に提出
	各種申請の手続き	都市計画法第29条第１項による許可申請 その他「事前相談の手続」の各種手続きと同様
変更が生じた場合は、必要に応じて変更協議 （第３号様式）		申請書類（正副２部，電子データ１部）を都市計画課へ提出 書類の作成方法は要綱P. 19～P. 20を参照
	工事完了届出書の提出 （第５号様式） 事前公開板の撤去	届出書類（正副２部，関係各課の完了検査等状況）を都市計画課に提出 書類の作成方法は要綱P. 23を参照 ※完了検査日は届出書類受付から１週間及び関係各課の検査日以降で日程調整となります。
完了検査の実施		完了検査後に竣工書類（電子データ１部）と共に都市計画課に提出

概ね３～４か月程度（※）

※事業内容，事業区域面積，事業者側の補正期間によって，変動しますのでご留意ください。